

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）
の一部を改正する通達新旧対照表

昭和36年11月25日付け自車第 880号
改正平成16年11月9日付け国自技第134号

改 正		現 行																	
<p>（別添）</p> <p style="text-align: center;">自動車検査業務等実施要領</p> <p>第3章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3 - 4 （検査証等の記載事項等）</p> <p>3 - 4 - 1 ~ 3 - 4 - 9 （略）</p> <p>3 - 4 - 10 車体の形状欄は、下表の例により記載するものとする。</p>		<p>（別添）</p> <p style="text-align: center;">自動車検査業務等実施要領</p> <p>第3章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3 - 4 （検査証等の記載事項等）</p> <p>3 - 4 - 1 ~ 3 - 4 - 9 （略）</p> <p>3 - 4 - 10 車体の形状欄は、下表の例により記載するものとする。</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種類</th> <th>車 体 の 形 状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗車定員10名以下の乗用自動車</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>乗車定員11名以上の乗合自動車</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>用大 途型 自特 動殊 車自 以動 外車 の及 自 び 動特 車種</td> <td>貨物自動車 「ボンネット」「キャブオーバ」「バン」「ダンプ」「ピックアップ」「三輪トラック」「三輪ダンプ」「三輪バン」「トラクタ」「三輪トラクタ」「ボンネット(トラクタ)」「キャブオーバ(トラクタ)」「バン(トラクタ)」「ダンプ(トラクタ)」「三輪トラック(トラクタ)」「三輪バン(トラクタ)」「セミトレーラ」「フルトレーラ」「ドリー付トレーラ」「バンセミトレーラ」「バンフルトレーラ」「ドリー付バントレーラ」「ダンプセミトレーラ」「ダンプフルトレーラ」「コンテナセミトレーラ」「コンテナフルトレーラ」「コンテナ専用車」「コンテナ専用車(トラクタ)」「荷台昇降車」「脱着装置付きコンテナ専用車」</td> </tr> </tbody> </table>		自動車の種類	車 体 の 形 状	乗車定員10名以下の乗用自動車	（略）	乗車定員11名以上の乗合自動車	（略）	用大 途型 自特 動殊 車自 以動 外車 の及 自 び 動特 車種	貨物自動車 「ボンネット」「キャブオーバ」「バン」「ダンプ」「ピックアップ」「三輪トラック」「三輪ダンプ」「三輪バン」「トラクタ」「三輪トラクタ」「ボンネット(トラクタ)」「キャブオーバ(トラクタ)」「バン(トラクタ)」「ダンプ(トラクタ)」「三輪トラック(トラクタ)」「三輪バン(トラクタ)」「セミトレーラ」「フルトレーラ」「ドリー付トレーラ」「バンセミトレーラ」「バンフルトレーラ」「ドリー付バントレーラ」「ダンプセミトレーラ」「ダンプフルトレーラ」「コンテナセミトレーラ」「コンテナフルトレーラ」「コンテナ専用車」「コンテナ専用車(トラクタ)」「荷台昇降車」「 脱着装置付きコンテナ専用車 」	<table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種類</th> <th>車 体 の 形 状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗車定員10名以下の乗用自動車</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>乗車定員11名以上の乗合自動車</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>用大 途型 自特 動殊 車自 以動 外車 の及 自 び 動特 車種</td> <td>貨物自動車 「ボンネット」「キャブオーバ」「バン」「ダンプ」「ピックアップ」「三輪トラック」「三輪ダンプ」「三輪バン」「トラクタ」「三輪トラクタ」「ボンネット(トラクタ)」「キャブオーバ(トラクタ)」「バン(トラクタ)」「ダンプ(トラクタ)」「三輪トラック(トラクタ)」「三輪バン(トラクタ)」「セミトレーラ」「フルトレーラ」「ドリー付トレーラ」「バンセミトレーラ」「バンフルトレーラ」「ドリー付バントレーラ」「ダンプセミトレーラ」「ダンプフルトレーラ」「コンテナセミトレーラ」「コンテナフルトレーラ」「コンテナ専用車」「コンテナ専用車(トラクタ)」「荷台昇降車」</td> </tr> </tbody> </table>		自動車の種類	車 体 の 形 状	乗車定員10名以下の乗用自動車	（略）	乗車定員11名以上の乗合自動車	（略）	用大 途型 自特 動殊 車自 以動 外車 の及 自 び 動特 車種	貨物自動車 「ボンネット」「キャブオーバ」「バン」「ダンプ」「ピックアップ」「三輪トラック」「三輪ダンプ」「三輪バン」「トラクタ」「三輪トラクタ」「ボンネット(トラクタ)」「キャブオーバ(トラクタ)」「バン(トラクタ)」「ダンプ(トラクタ)」「三輪トラック(トラクタ)」「三輪バン(トラクタ)」「セミトレーラ」「フルトレーラ」「ドリー付トレーラ」「バンセミトレーラ」「バンフルトレーラ」「ドリー付バントレーラ」「ダンプセミトレーラ」「ダンプフルトレーラ」「コンテナセミトレーラ」「コンテナフルトレーラ」「コンテナ専用車」「コンテナ専用車(トラクタ)」「荷台昇降車」
自動車の種類	車 体 の 形 状																		
乗車定員10名以下の乗用自動車	（略）																		
乗車定員11名以上の乗合自動車	（略）																		
用大 途型 自特 動殊 車自 以動 外車 の及 自 び 動特 車種	貨物自動車 「ボンネット」「キャブオーバ」「バン」「ダンプ」「ピックアップ」「三輪トラック」「三輪ダンプ」「三輪バン」「トラクタ」「三輪トラクタ」「ボンネット(トラクタ)」「キャブオーバ(トラクタ)」「バン(トラクタ)」「ダンプ(トラクタ)」「三輪トラック(トラクタ)」「三輪バン(トラクタ)」「セミトレーラ」「フルトレーラ」「ドリー付トレーラ」「バンセミトレーラ」「バンフルトレーラ」「ドリー付バントレーラ」「ダンプセミトレーラ」「ダンプフルトレーラ」「コンテナセミトレーラ」「コンテナフルトレーラ」「コンテナ専用車」「コンテナ専用車(トラクタ)」「荷台昇降車」「 脱着装置付きコンテナ専用車 」																		
自動車の種類	車 体 の 形 状																		
乗車定員10名以下の乗用自動車	（略）																		
乗車定員11名以上の乗合自動車	（略）																		
用大 途型 自特 動殊 車自 以動 外車 の及 自 び 動特 車種	貨物自動車 「ボンネット」「キャブオーバ」「バン」「ダンプ」「ピックアップ」「三輪トラック」「三輪ダンプ」「三輪バン」「トラクタ」「三輪トラクタ」「ボンネット(トラクタ)」「キャブオーバ(トラクタ)」「バン(トラクタ)」「ダンプ(トラクタ)」「三輪トラック(トラクタ)」「三輪バン(トラクタ)」「セミトレーラ」「フルトレーラ」「ドリー付トレーラ」「バンセミトレーラ」「バンフルトレーラ」「ドリー付バントレーラ」「ダンプセミトレーラ」「ダンプフルトレーラ」「コンテナセミトレーラ」「コンテナフルトレーラ」「コンテナ専用車」「コンテナ専用車(トラクタ)」「荷台昇降車」																		

特種用途自動車	(略)
大型特殊自動車	(略)

注1.(略)
2.(略)

3-4-11 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記載するものとする。

(1)~(4) (略)

(例1)連結部移動装置付けん引自動車以外のけん引自動車
(記載例(略))

(例2)連結部移動装置付けん引自動車
(記載例(略))

(例3)最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナ(以下「国際海上コンテナ」という。)に係る基準緩和の認定を受けたけん引自動車

		<u>車体の形状</u>	
		<u>トラック</u>	
<u>乗車定員</u>	<u>最大積載量</u>	<u>車両重量</u>	<u>車両総重量</u>
<u>3 [3]人</u>	<u>39720 [9000]Kg</u>	<u>6110 Kg</u>	<u>45995 [15275]Kg</u>
<u>長さ</u>	<u>幅</u>	<u>高さ</u>	
<u>582cm</u>	<u>249cm</u>	<u>291cm</u>	

備考

最大積載量欄中括弧内は基準内第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重

特種用途自動車	(略)
大型特殊自動車	(略)

注1.(略)
2.(略)

3-4-11 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記載するものとする。ただし、保安基準第55条に基づく基準緩和の認定を受けた国際海上コンテナを輸送する自動車にあっては、「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被けん引自動車等の改造等の取扱いについて(依命通達)」(平成10年3月31日自技第61号)に定めるところによるものとする。

(1)~(4) (略)

(例1)連結部移動装置付けん引自動車以外のけん引自動車
(記載例(略))

(例2)連結部移動装置付けん引自動車
(記載例(略))

量欄中括弧内は基準内車両総重量を示す。

なお、基準緩和時の第五輪荷重及び車両総重量は、それぞれ11,000kg及び17,275kgとする。

(例4) 国際海上コンテナに係る基準緩和の認定と分割可能貨物基準緩和を併せて受けた場合のけん引自動車

			ト ラ ク タ	
乗車定員	最大積載量		車両重量	車両総重量
3 [3]人	39720 [11000]kg		6110 Kg	45995 [17275]Kg
長さ	幅	高さ		
582cm	249cm	291cm		

備 考

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。

なお、国際海上コンテナに係る基準緩和時の第五輪荷重及び車両総重量は、それぞれ11,000kg及び17,275kgとする。

(5)～(6) (略)

(7) 分割不可能な単体物品を輸送することに関する基準緩和認定(以下「単体物品基準緩和認定」という。)を受けた被けん引自動車であって、緩和項目が保安基準第4条(車両総重量)又は同第4条及び第4条の2(軸重等)に限られるものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記載する。

最大積載量欄には基準最大積載量(保安基準第53条の規定に基づき指定する分割可能な貨物を輸送する場合の最大積載量をいう。以下同じ。)を記載する。ただし、併せて分割可能貨物基準緩和認定を受けたものにあつては、最大積載量欄には分割可能貨物基準緩和最大積載量(基準緩和を受けて分割可能な貨物を輸送する場合について地方運輸局長が定めた最大積載量をいう。以下同じ。)を記載する。

最大積載量欄には、に加え、単体物品基準緩和最大積載量(基準緩和を必要とする分割不可能な単体物品を輸送する場合において車両の構造・装置の限界を超えない範囲で定める最大積載量をいう。以下同じ。)を括弧書で記載する。

(5)～(6) (略)

(7) 分割不可能な単体物品を輸送することに関する基準緩和認定(以下「単体物品基準緩和認定」という。)を受けた被けん引自動車であつて、緩和項目が保安基準第4条(車両総重量)又は同第4条及び第4条の2(軸重等)に限られるものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記載する。

最大積載量欄には基準最大積載量(保安基準第53条の規定に基づき指定する分割可能な貨物を輸送する場合の最大積載量をいう。以下同じ。)を記載する。ただし、併せて分割可能貨物基準緩和認定を受けたものにあつては、最大積載量欄には分割可能貨物基準緩和最大積載量(基準緩和を受けて分割可能な貨物を輸送する場合について地方運輸局長が定めた最大積載量をいう。)を記載する。

最大積載量欄には、に加え、単体物品基準緩和最大積載量(基準緩和を必要とする分割不可能な単体物品を輸送する場合において車両の構造・装置の限界を超えない範囲で定める最大積載量をいう。以下同じ。)を括弧書で記載する。

車両総重量欄には基準車両総重量（保安基準第4条に定める車両総重量及び第4条の2に定める軸重等の基準を超えない範囲で分割可能な貨物を輸送する場合の車両総重量をいう。以下同じ。）を記載する。ただし、併せて分割可能貨物基準緩和認定を受けたものによっては、車両総重量欄には分割可能貨物基準緩和車両総重量（分割可能貨物基準緩和最大積載量と車両重量の合計をいう。以下同じ。）を記載する。

車両総重量欄には、 に加え、単体物品基準緩和車両総重量（単体物品基準緩和最大積載量と車両重量の合計をいう。以下同じ。）を括弧書で記載する。

備考欄に括弧の趣旨の説明を記載する。

（単体物品基準緩和認定を受けた場合の記載例）

（記載例（略））

（単体物品基準緩和認定と分割可能貨物基準緩和認定を併せて受けた場合の記載例）

（記載例（略））

（8）国際海上コンテナを輸送することに関し基準緩和認定を受けた被けん引自動車であって、緩和項目が保安基準第4条（車両総重量）又は同第4条及び第4条の2（軸重等）に限られるものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記載する。

最大積載量欄の括弧外には基準最大積載量又は分割可能貨物基準緩和最大積載量を記載し、括弧内には国際海上コンテナを輸送する場合の最大積載量を記載する。

車両総重量欄の括弧外には基準車両総重量又は分割可能貨物基準緩和車両総重量を記載し、括弧内には国際海上コンテナを輸送する場合の車両総重量（国際海上コンテナを輸送する場合の最大積載量と車両重量の合計をいう。）を記載する。

備考欄に括弧の趣旨の説明を記載する。

（国際海上コンテナ基準緩和を受けた場合の記載例）

		<u>車 体 の 形 状</u>	
		<u>コンテナセミトレーラ</u>	
<u>乗車定員</u>	<u>最大積載量</u>	<u>車両重量</u>	<u>車両総重量</u>
<u>- 人</u>	<u>23300 [30480]Kg</u>	<u>4670 Kg</u>	<u>27970 [35150]Kg</u>

備 考

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧外は基準内とし、括弧内は基準緩和時とする。

車両総重量欄には基準車両総重量（保安基準第4条に定める車両総重量及び第4条の2に定める軸重等の基準を超えない範囲で分割可能な貨物を輸送する場合の車両総重量をいう。以下同じ。）を記載する。ただし、併せて分割可能貨物基準緩和認定を受けたものによっては、車両総重量欄には分割可能貨物基準緩和車両総重量（分割可能貨物基準緩和最大積載量と車両重量の合計をいう。以下同じ。）を記載する。

車両総重量欄には、 に加え、単体物品基準緩和車両総重量（単体物品基準緩和最大積載量と車両重量の合計をいう。以下同じ。）を括弧書で記載する。

備考欄に括弧の趣旨の説明を記載する。

（単体物品基準緩和認定を受けた場合の記載例）

（記載例（略））

（単体物品基準緩和認定と分割可能貨物基準緩和認定を併せて受けた場合の記載例）

（記載例（略））

(国際海上コンテナ基準緩和と分割可能貨物基準緩和を併せて受けた場合の記載例)

車 体 の 形 状			
コンテナセミトレーラ			
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
- 人	30480 [30480]Kg	4670 Kg	35150 [35150]Kg

備 考

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧外は国際海上コンテナ以外のコンテナ輸送時の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示し、括弧内は国際海上コンテナ輸送時の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(9) 「重量物輸送効率化事業に基づく基準緩和自動車の認定に係る特例措置について」(平成15年3月31日国自技第383号)により基準緩和の認定を受けた被けん引自動車については、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記載する。

最大積載量欄には基準最大積載量を記載するとともに、特区最大積載量(構造改革特別区法附則第3条に規定する措置(構造改革特別区域基本方針2.(6))に基づき地方公共団体が内閣総理大臣に申請し認定された構造改革特別区域計画に基づく申請に係る基準緩和(以下「特区基準緩和」という。)の認定を受けた自動車)が構造改革特区(以下「特区」という。)内において分割可能な貨物を輸送する場合における最大積載量をいう。以下同じ)を括弧書で記載する。

車両総重量欄には基準車両総重量を記載するとともに、特区車両総重量(特区最大積載量と車両重量の合計をいう。以下同じ。)を括弧書で記載する。

備考欄に括弧の趣旨の説明を記載する。

(例1) 特区基準緩和の認定を受けた自動車
(記載例 略)

(例2) (7)と特区基準緩和の認定を併せて受けた自動車

(8) 「重量物輸送効率化事業に基づく基準緩和自動車の認定に係る特例措置について」(平成15年3月31日国自技第383号)により基準緩和の認定を受けた被けん引自動車については、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記載する。

最大積載量欄には基準最大積載量を記載するとともに、特区最大積載量(構造改革特別区法附則第3条に規定する措置(構造改革特別区域基本方針2.(6))に基づき地方公共団体が内閣総理大臣に申請し認定された構造改革特別区域計画に基づく申請に係る基準緩和(以下「特区基準緩和」という。)の認定を受けた自動車)が構造改革特区(以下「特区」という。)内において分割可能な貨物を輸送する場合における最大積載量をいう。以下同じ)を括弧書で記載する。

車両総重量欄には基準車両総重量を記載するとともに、特区車両総重量(特区最大積載量と車両重量の合計をいう。以下同じ。)を括弧書で記載する。

備考欄に括弧の趣旨の説明を記載する。

(例1) 特区基準緩和の認定を受けた自動車
(記載例 略)

(例2) (7)と特区基準緩和の認定を併せて受けた自動車

(記載例 略)

(10) 自動車の最大積載量は、細目告示第81条第2項(第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。)、第159条第2項(第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。)又は第237条第2項(第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。)により算定した値を次の数値により記載する。

ただし、国際海上コンテナを輸送する被けん引自動車(併せて分割可能貨物基準緩和を受けたものを含む。)であって、かつ、最大積載量が30,480kgのものに限り、これによらず30,480kgとして記載する。

100未満の場合は10毎(二輪の自動車でけん引される被けん引軽自動車に限る。)(単位はkg)

100から5,000までは50毎、5,000を超える場合は100毎(単位はkg)

3 - 4 - 1 2 ~ 3 - 1 5 (略)

第4章~第6章(略)

付則(平成14年7月25日付け国自技第135号)

(適用時期)

この改正は、公布の日以降の申請から適用する。ただし、3 - 4 - 1 1 (6) 及び3 - 1 3 - 1 (1)、(2)、(3)は平成14年10月1日より、3 - 1 3 - 1 (4)は平成15年10月1日以降の初回の継続検査より適用する。

付則(平成15年10月1日付け国自技第143号)

(適用時期)

この改正は、公布の日以降の申請から適用する。

付則(平成15年10月31日付け国自技第175号)

(適用時期)

この改正は、平成16年1月1日から適用する。

ただし、この改正規定の適用の際現にあるこの要領による改正前の様式1による検査票は、この要領による改正後の様式1にかかわらず、当分の間、車台番号欄近くの余白に走行距離計表示欄をゴム印等により記載することにより使用することができる。

付則(平成16年4月8日付け国自技第11号)

(適用時期)

(記載例 略)

(9) 自動車の最大積載量は、細目告示第81条第2項(第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。)、第159条第2項第2号(第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。)又は第237条第2項第2号(第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。)により算定した値を次の数値により記載する。

100から5,000までは50毎、5,000を超える場合は100毎(単位はkg)

3 - 4 - 1 2 ~ 3 - 1 5 (略)

第4章~第6章(略)

付則(平成14年7月25日付け国自技第135号)

(適用時期)

この改正は、公布の日以降の申請から適用する。ただし、3 - 4 - 1 1 (6) 及び3 - 1 3 - 1 (1)、(2)、(3)は平成14年10月1日より、3 - 1 3 - 1 (4)は平成15年10月1日以降の初回の継続検査より適用する。

付則(平成15年10月1日付け国自技第143号)

(適用時期)

この改正は、公布の日以降の申請から適用する。

付則(平成15年10月31日付け国自技第175号)

(適用時期)

この改正は、平成16年1月1日から適用する。

ただし、この改正規定の適用の際現にあるこの要領による改正前の様式1による検査票は、この要領による改正後の様式1にかかわらず、当分の間、車台番号欄近くの余白に走行距離計表示欄をゴム印等により記載することにより使用することができる。

付則(平成16年4月8日付け国自技第11号)

(適用時期)

この改正は、平成16年4月8日から適用する。

付則（平成16年11月9日付け国自技第134号）

（適用時期）

この改正は、平成16年12月1日から適用する。ただし、3-4-10及び3-4-11(10) 及び については、平成16年11月9日から適用する。

この改正は、平成16年4月8日から適用する。